

議案第 10 号

宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を改正する条例  
を制定するについて

宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を、次のとおり改正  
するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

宇治市長 山本 正

宇治市条例第　　号

宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を改正する条例

宇治市男女共同参画支援センター条例（平成15年宇治市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第1項中「、別表第1」を「、別表」に改め、同条中第3項を削り、同条第4項中「及び前項」及び「及び駐車料金」を削り、同項を同条第3項とする。

第7条（見出しを含む。）中「及び駐車料金」を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附　則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

宇治市男女共同参画支援センター条例の施設の使用に関する規定について、所要の改正を行うものであります。